

## 阿武町行財政改革等特別委員会 会議録

令和2年6月1日（月曜日）

場所：委員会室

開 会 10時10分 ～ 閉 会 11時23分

### 委員会に付した事件

令和2年6月1日開会令和2年第3回阿武町議会臨時会より付託された案件  
の審議

### 出席委員

委員長	7番	市	原	旭
副委員長	6番	伊	藤	敬久
委員	1番	池	田	倫拓
〃	3番	清	水	教昭
〃	4番	田	中	敏雄
〃	5番	中	野	祥太郎
議長		末	若	憲二

欠席委員 なし

欠 員 1名

## 出席説明者

町長	花	田	憲	彦
副町長 (総務課長事務取扱)	中	野	貴	夫
教育長	能	野	祐	司
まちづくり推進課長	藤	村	憲	司
健康福祉課長	羽	鳥	純	香
戸籍税務課長	工	藤	茂	篤
農林水産課長	野	原		淳
土木建築課長	高	橋	仁	志
教育委員会事務局長	藤	田	康	志
会計管理者	近	藤		進
福賀支所長	佐	村	秀	典
宇田郷支所長	水	津	繁	斉

欠席者 なし

## 事務局職員

議会事務局長	俣	野	有	紀
書記	矢	次	信	夫

審議の経過（要点記録）

開会 10時10分

○委員長（市原 旭） 冒頭一言ご挨拶をさせていただきます。国が発令してありました緊急事態宣言も解除されましたけども、お隣の福岡県北九州市では、一部に感染拡大が見られ予断を許される状況にはありません。一方で、前回もお話しましたように、経済が停止し生活が困窮してきております。このまま経済をはじめ子どもたちの教育を停止しておくわけにはいきません。宣言解除後も、不要不急の外出をされないように、また、3密にならないように注意し、手洗い、マスクといった予防措置もこれまでどおり行っていきたいというふうに思います。国は、補正予算を組み矢継ぎ早に対策を講じております。前回の個人給付金の対応については、阿武町独自の方法で他の市町よりも早いと喜んでいただけたところであります。阿武町として、この緊急事態にいかに対応するか町長が言われたように、一刻も早く正にスピード感を持つがゆえの2度目の緊急配備であろうと思っております。この緊急性を各委員ご理解いただきまして慎重審議を進めていただきたいというふうに考えております。

それでは、ただ今より阿武町行財政改革等特別委員会を開始いたします。本日の出席議員は6名です。委員会に付託されました議案は、議案第1号から議案第5号までの5件です。審議に入ります前に町長のご挨拶をお願いいたします。

○町長（花田憲彦） 冒頭のご挨拶でも申しましたように、本日急な招集をお願いしたところではありますが、まあ専決処分は直近の議会に報告しなければならないとなっていることから上程しておりますけど、他につきましては補正予算絡み、正にコロナ対策が全てでございます。色々な対策が打ち出されておりますし、これについては、阿武町、小さいとは言いながらもやはり小さいは小さいなりに大きな影響が出ております。本当に、昨年の前年同月比のほぼゼロという事もあ

るわけでありますから、そういった事業者の方々の事も考えながら、とにかくスピーディーにやるという事が大事だという事で、こういった内容のものを提案したところであります。慎重審議をよろしくお願いいたします。以上です。

○委員長 続きまして議長の方からお願いいたします。

○議長（末若憲二） 先ほど、本会議において5件の議案をこの委員会に付託しております。慎重なる審議をお願いしたいのですが、やはり、まだこの阿武町、小さいながらもできる事は、よそより早くできるという事もあります。今日の特別委員会、更には本会議においても早く議決をして、町民の皆様のためになるように頑張ってほしいと思います。よろしく申し上げます。

○委員長 それでは、ここで、会議録の署名委員を指名させていただきます。プリントの方には清水委員、田中委員と書いてございますけども、たしか、順としては、池田倫拓委員と清水教昭委員と確認しておりますので、よろしく申し上げます。

○委員長 それでは、審議の方へ入りたいと思います。

議案第1号の質疑をお受けいたします。今回の改正は、新型コロナウイルス感染症の影響対策として、その影響を受けていたにも係わらず新たに設備投資を行う中小企業を支援する観点から、固定資産税の特例措置の拡充、延長をはじめ、軽自動車税環境性能割の臨時的軽減適用期限の延長、収入が大幅に減少した場合における無担保、延滞金なしの徴収猶予、イベント等中止による入場券の払戻請求権を放棄した場合の個人住民税における寄附金控除の適用、個人住民税における住宅ローン控除に係わる適用の延長が主な改正の内容であるとの説明がございました。皆さんの方から質疑はありませんか。

（「なし」という声あり。）

○委員長 質疑がないようですので、原案のとおり承認すべきという事でご異議ございませんか。

(「異議なし」という声あり。)

○委員長 ご異議がないようですので、議案第1号、専決処分を報告し承認を求めることについて(阿武町税条例の一部を改正する条例)は、原案のとおり承認すべき事に決しました。

続きまして、議案第2号の質疑をお受けいたします。今回の改正は、新型コロナウイルス感染症の影響により収入が減少した被保険者等に係わる国民健康保険税の減免につき、条例により国の基準の適用を可能とするための一部改正であるとの説明でございます。質疑はございませんか。

(「なし」という声あり。)

○委員長 質疑がないようですので、原案のとおり承認すべきという事でご異議ございませんか。

(「異議なし」という声あり。)

○委員長 異議がないようですので、議案第2号、専決処分を報告し承認を求めることについて(阿武町国民健康保険税条例の一部を改正する条例)は、原案のとおり承認すべき事に決しました。

続きまして、議案第3号の質疑をお受けいたします。これは、新型コロナウイルス感染症により影響を受けておられる町民の皆さんの痛みとご苦勞を共有し、難儀をされている事業者の皆さんの気持ちに寄り添うため、町長、副町長及び教育長の給与を、令和2年6月から8月までの3ヶ月間10%削減するものであるとの説明でございます。質疑はございませんか。

(「なし」という声あり。)

○委員長 質疑がないようですので、原案のとおり可決すべきという事でご異議ございませんか。

(「異議なし」という声あり。)

○委員長 異議がないようですので、議案第3号、町長及び教育長の給与の特例

に関する条例の一部を改正する条例は、原案のとおり可決すべき事に決しました。

続きまして、議案第4号の質疑をお受けいたします。議員についても特別職と同様、議員報酬を3ヶ月間10%削減するものでございます。質疑はありませんか。

(「なし」という声あり。)

○委員長 質疑がないようですので、原案のとおり可決すべきという事でご異議ございませんか。

(「異議なし」という声あり。)

○委員長 異議がないようですので、議案第4号、阿武町議会議員の議員報酬の特例に関する条例の一部を改正する条例、については、原案のとおり可決すべき事に決しました。

続きまして、議案第5号の審議に入ります。質疑をお受けする前に、予算の概要について執行部より説明をお願いします。

○まちづくり推進課長 皆様のお手元に別冊で、新型コロナウイルス感染症に関する支援制度の概要というものがあると思いますが、まず、これについて担当課から説明をさせていただきます。

(副町長、感染防止対策について説明する。)

(健康福祉課長、生活支援対策について説明する。)

(まちづくり推進課長、緊急経済対策について説明する。)

(農林水産課長、緊急経済対策について説明する。)

(教育委員会事務局長、教育支援対策について説明する。)

(町長、歳入について説明する。)

○委員長 はい。ただ今説明がありました。それでは、皆様の方から質疑をお受けいたします。一応一括とは言いましたが乱暴なので、ページをめくりながら進めていきたいと思っております。議会費、総務費の中で。はい。伊藤委員。

○6番 伊藤敬久 9ページの14節工事請負費、33,000千円、東光寺町有施設改

修工事について、さっき説明を受けたが、あそこのシェアハウス、サテライトオフィスに改修して屋根等を直すと言われたが、だいたいどういう事業内容のものを誘致するのか、それと、社会福祉協議会の施設が狭いという事から社協との関わりというのがどうなっているのかその辺の対応について説明を願いたい。

○まちづくり推進課長 今想定していますのは、サテライトオフィスという事であれば、都会のITとかデザインとかそういったサービスの業種になろうかと思っております。また、一方でシェアオフィス、これは1つのスペースを区切って小さくユニットにして、テナントとして入居しやすくするものでありますが、これについては広く色々な業種があってもいいのではないかと思っております。阿武町に新たに新店したいという事業所がありましたら、最初は小さく出てきて将来的に大きくされる事も期待しての整備です。

○町長 まず、この主旨は、これも新型コロナで交付金の対象として挙げる事ができるというふうに理解しており、これは、ナベルに貸し付けていたものが戻ってきてまして、今は何も使っていませんが、あれはもう20年以上経っていて屋根にルーフィングが張ってありますけど、何回も雨漏りがしております。で時々部分補修をしながらやってきましたが、これもあちこち傷む一方で、中はワンフロアのスゴい広々としておりますので、いずれこれをどういうふうにするかという事で、シェアオフィスであったりそうしたものに使いたいという希望はあるんですが、まだ、どこがとかまだ具体的な話はありません。ただ、できたら中をいくつかの区画に分けてブースを作ってそういう会社を入れたいと考えており、そのために、最低限外側の屋根とか外壁、それから床がOAフロアになって5cmくらい上げてありますが、これが結構傷んでいるので、これを一応地方創生の臨時交付金を使って直そうと、そして、いつでもそういう話が出てきた時に対応できるようにしておこうというのが主旨であります。それと社協については、シルバーも入っており手狭だという話もありますが、いずれにしても、既に阿武町の老人人

口は減ってきています。今からも減ります。高齢化率は上がるけど老人人口は減りますから、その事をよく考えて物事をやらないと大変な事になると思っていますから、当面、シルバーの事はにおいて、社協を広げる、あそこに移転する、という事は全く考えておりません。以上です。

○委員長 他の委員の皆さんから。よろしければ、次10ページから。はい。中野委員。

○5番 中野祥太郎 11ページ、敬老の日の商品券で、1,000円券と聞いたが、高齢の方は1,000円を一度に使う事は少ないので、500円券2枚くらいでもいいのではないかと思うがどうか。

○健康福祉課長 今考えておりますのが、使い勝手の良い金額という事で、プレミアム付の時にも500円券でしたので、それに倣って500円の券を2枚という事で考えております。

○委員長 よろしいですか。他にありませんか。では後教育費までいきますが。はい。中野委員。

○5番 中野祥太郎 概要の8ページ、9ページで、道の駅交流スペース整備事業という事で、屋根付き交流広場整備とあるが、ここに移動する出店店舗あたりから建物の高さ等について違和感があるようにも聞いたので、出店する方々とよく相談していただきたいという事と、もう一つ、流通改善支援事業で、生産者の出荷調整施設整備、これにも道の駅が出てくるので、以前、田中議員が言われていたように出荷する荷受けの所が狭くて大変混み合うが、あの辺りもされるのかという2点お聞きする。

○まちづくり推進課長 先に、流通改善支援事業について、主旨については書いてあるとおりで、まずは1つ密を避けていきたいという事と、それぞれ生産者サイド、また小売りの道の駅とか直売所の方で、その売り方をスムーズにしていきたいという事であります。想定しているのは、1坪タイプの予冷庫や冷蔵庫とか、



魚をパックする加工施設等で環境衛生上良くないという事であればエアコンを整備したり、バーコードシステムの導入等を想定しておりますが、何れにしましても農業、漁業の生産者、そして道の駅をはじめ町内の直売所、そこで必要とされる物品の購入についての補助制度であります。

(道の駅交流スペース整備事業のポンチ絵を配布)

現在発祥交流館から移転する所のプレハブの建物については、高さが3 m30cmの形で考えております。衛生上の問題もありますの、実際の天井高は2 m70cmになります。で、当初あそこの回廊を利用する事も考えておりましたが、正直天井も低いので、この回廊はちびっ子広場の方に移設をして、いったん更地にして、そこに3 m30cmの高さのプレハブの建物を作り、なおかつ、その前に、当初予算の時にこのようなイメージで考えておりましたが、この時の高さは3 m60cmという事で、正直なかなか使い方を明記した時に低いのではないかという事で、その高さを今5 mまで上げる事を検討しております。それと構造上中柱が多いわけですが、そこで今度は新たな賑わいで検討するという事になればどうしても中の柱がじゃまになって参ります。そういった事で、このたび国の事業を活用して高さを高くし中の柱数も少なくし、移転入居されるお店側にも目立って入りやすくするという事で再度予算を計上させていただいたところです。

○町長 捕捉します。温泉からプールに向けて設置してある回廊を取っ払う。で、黒い屋根の部分にテナントに入っていただく。そして手前に三角のような白いテントのようなものがありますが、これが大変低いし柱が多すぎるから、これをうんと高く上げて柱を減らすという事を考えておりますし、何回も中に入るテナントとは相当詰めておまして、概ね合意を得ている状況であります。ただ、この工事を実施するにあたっては経費が今までの想定以上にかかるので、今せっかく交付金がありますから、これを十分に活用してもっと生目のいくものにしようとするものです。それと、流通改善の方ですが、これについても、今、道の駅に

出荷された魚が大敷きから来ますけど、一度にどかんと並べるわけです。だから、若干の予冷库等があれば、半分ずつ並べるとか、出荷する大敷さんが調整できる施設を作って出荷調整、販売調整ができるようなものを作っていきたいと思っています。いるところであります。

○委員長 中野委員よろしいですか。他に皆さんからありますか。最後のページまでいこうと思いますが。いかがでしょうか。ないようであれば、歳出の方は終わりたいと思います。では歳入の方質疑はありませんか。それでは、質疑もないようですので、原案のとおり可決すべきという事でご異議ございませんか。

（「異議なし」という声あり。）

○委員長 異議がないようですので、議案第5号、令和2年度阿武町一般会計補正予算（第2回）は、原案のとおり可決すべき事に決しました。

以上で、本日委員会に付託されました議案第1号から議案第5までの5件の審議を終わらせていただきます。全体を通して何か質問はありませんか。よろしいですか。事務局、各課から何かありますか。はい。教育長。

○教育長 この場をお借りしまして、教育委員会の方から、夏期休業と冬期休業の期間の変更についてご報告いたします。このたびの臨時休業によりまして、授業日が22日ほど減になりました。このままいきますと子どもたちの学習、そして各学校の行事等に支障が生じるという事で、その補填といいますか授業日を増加するという事で、夏期休業を本来なら7月21日から8月31日までですが、本年度は8月8日（土）から8月23日（日）までの2週間、それと冬期休業につきましては、本来12月25日から1月7日までですが、これを12月26日（土）から1月5日（火）までに変更する事を決定いたしました。合わせて夏の方が18日の授業日と、冬の方が3日の授業日とで21日の授業日となります。実際に休業したのは22日間ではありますが、残り1日については、臨時休業中に各学年ごとに登校しておりますので、その間に1日授業した日がありますので、そこでカウントした形で

22日授業日といたしました。この授業日が新たに増えるわけですが、それについては給食も実施するという事にしておりますし、給食費につきましては、8月は給食費を集めておりません。この月につきましては、臨時休業日には給食がありませんでしたが給食費は集金しておりますので、これの残金をこちらに充てるという事で、新たな家庭の負担がないように考えております。以上です。

○委員長 他にございませんか。よろしいですか。

それでは、以上で審議を終了いたしまして、行財政改革等特別委員会を閉会いたします。お疲れさまでした。

閉会 11時23分

阿武町議会委員会条例第26条の規定により署名します。

阿武町行財政改革等特別委員会委員長 市 原 旭

阿武町行財政改革等特別委員会委員 池 田 倫 拓

阿武町行財政改革等特別委員会委員 清 水 教 昭